・　森林管理局及び森林技術総合研修所は、所管の林野及び施設等について、原子力災害による影響及び原子力災害対策の実施に必要な参考事項等について速やかに報告するものとする。

・　漁業調整事務所は、所管の施設等について、原子力災害による影響及び原子力災害の対策の実施に必要な参考事項等について速やかに報告するものとする。

○　汚染農林水産物等の安全性確認、汚染食料品の出荷規制等の要請、消費行動の混乱とそれに伴う経済的被害の防止対策については、⑵に準じて必要な措置を講ずるものとする。

⑷　武力攻撃による海上油汚染災害に対する対処

○　水産庁は、武力攻撃による海上油汚染災害が発生した場合、その応急対策を迅速に行うため、職員の安全の確保に配慮した上で、油の流出量、漁業被害の発生状況等の情報を収集し、関係行政機関、本省対策本部等に報告するものとする。

○　水産庁は、武力攻撃による海上油汚染災害が発生した場合、被災地域以外の都道府県及び関係団体における油防除資機材の保有状況について、被災都道府県へ情報提供を行うとともに、被災都道府県における油防除資機材の調達が円滑に実施できるよう必要な支援を行うものとする。

○　水産庁は、所属する船舶により、関係機関と連携をとりつつ、海上での流出油の漂流及び沿岸への漂着状況を把握し、状況に応じた操業が行えるよう関係者に対し情報提供を行うものとする。

○　水産庁は、地域住民やボランティアによる自発的な活動に対し、安全の確認のために必要な情報の提供及び活動環境の整備を図るものとする。

○　水産庁は、漁業経営の安定、漁場の再生等を行うため、関係行政機関と連携し、必要に応じて、海上油汚染災害による水産資源への影響調査の実施、漁場の整備、沿岸域の環境保全、水産物の流通支援等水産関連事業、漁港・海岸等の災害復旧を推進するものとする。

○　水産庁は、安全な水産物の供給を確保するため、油の付着の有無に関する検査（視覚、聴覚等による官能検査）の実施について、生産者団体等を指導するものとする。

○　水産庁は、油汚染災害周辺地域の水産物の消費行動の混乱とそれに伴う経済的被害の防止を図るため、国民に対し、安全性が確認された水産物について、その情報の周知徹底を図るとともに、流通上の適切な対応について、関係機関への要請等を行うものとする。

⑸　武力攻撃による林野火災に対する対処

○　林野庁は、林野火災が発生した場合、その応急対策の迅速な実施に資するため、職員の安全の確保に配慮した上で、国有林については森林管理局を通じ、民有林については、都道府県の協力を得て、発生状況等の情報を収集し、関係行政機関、本省対策本部等に報告するものとする。

○　林野庁は、関係行政機関等と連携の上、林野火災の状況に応じて森林被害の拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

○　林野庁は、地域住民やボランティアによる自発的な活動に対し、安全の確保のために必要な情報の提供及び活動環境の整備を図るものとする。

⑹　家畜の保護に関する配慮

生産局は、武力攻撃事態等において家畜の所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家畜の保護又は適正な飼養等の活動を支援するため、自らの判断により、又は、都道府県からの要請に基づき、関係団体等に対する家畜の移動手段、移動先、飼料等の確保の要請、家畜の所有者や地方公共団体等に対する情報提供等必要な措置を講ずるものとする。

⑺　農林水産業に係る被害の拡大防止対策

①　農作物の病害虫の防除

消費・安全局は、武力攻撃事態等による避難措置等により、一時的に病害虫防除が行われなくなること等による病害虫の発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、職員の安全の確保に配慮した上で、以下の措置を講ずるものとする。

ア　発生予察事業の強化

病害虫の発生を早期に発見するため、災害の種類、時期、程度、地域等を考慮し、特に発生が予想される病害虫に重点をおいて、発生予察を強化するとともに、その結果を速やかに公表し、予察組織、防除組織及び普及組織を通じて情報伝達の徹底を図るものとする。

イ　防除機具の計画的使用

病害虫防除を迅速かつ適切に行うため、都道府県及び市町村における防除機具の保有状況を考慮し、計画的使用による効率化を図るとともに、必要に応じ、ヘリコプターによる空中散布等の緊急対策を講ずるものとする。

ウ　防除体制の整備

都道府県及び市町村における防除基準の作成、病害虫防除組織の強化並びに高性能大型防除機具の整備促進に必要な助言を行うものとする。

②　家畜の伝染性疾病の発生予察及びまん延防止対策

消費・安全局は、都道府県が家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、被災地域の農家に立ち入り、検査等を実施し、その結果に基づき必要に応じ消毒等の徹底を図る等の措置を迅速かつ適切に実施できるよう、防疫計画の作成及びその円滑な運用のための体制整備について、必要な助言を行うものとする。

③　種子等の供給

消費・安全局、食料産業局、生産局及び政策統括官は、武力攻撃災害に伴い、その所管に係る主要農作物（稲、麦及び大豆）の種子、種ばれいしょ、雑穀及び主要野菜の種子その他営農上必要な肥料・農薬等の資材の供給が不足し、又は不足することが見込まれる場合には、関係省庁とも連携し、都道府県及び関係団体等を通じて、必要な種子又は資材の確保に関する地域間の調整を行うとともに、円滑な供給が図られるよう必要な助言を行うものとする。

④　漁場及び魚介類に対する被害拡大防止

水産庁は、武力攻撃により流出土砂、有害物質等が漁場に流れ込み、漁場及び魚介類へ影響を与えることが想定される場合、モニタリング調査等被害拡大の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

⑤　荒廃林地等の被害拡大防止

林野庁は、武力攻撃による荒廃林地等について、二次的な災害による被害の拡大を防止するため、４⑷に定める応急の復旧その他必要な措置を講ずるものとする。

４　国民生活の安定に関する措置

⑴　生活関連物資等の価格の安定等

○　農林水産省は、武力攻撃事態等において、所管する生活関連物資等（食料、生産資材その他の国民生活との関連性が高い又は国民経済上重要な物資又は役務）の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、以下の措置を講ずるものとする。

・　食料等の製造業者、販売業者等に対する需給・価格動向等の調査・監視

・　食料等の需給・価格動向等に関する情報を基に、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保、買占め、売惜しみ及び便乗値上げの防止等の要請

・　生産者及び生産者団体に対する農産物の計画的な早期集荷や規格外品の出荷の促進の要請

・　食品産業事業者に対する廃棄の抑制、規格外品の流通等についての取組の促進

○　農林水産省は、所管する生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図るものとする。また、農林水産省は、必要に応じて独立行政法人農林水産消費安全技術センターに対して、その緊急相談窓口の設置を要請するものとする。

○　農林水産省は、米穀、食糧用小麦等の供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、備蓄している物資の活用を検討するものとする。